

令和5年(2023年)9月

平塚市議会定例会議案

議 案 目 次

ページ

| | | |
|---------|--|----|
| 認 第 1 号 | 決算の認定について 〔令和4年度平塚市一般会計・特別会計決算〕 | 1 |
| 認 第 2 号 | 決算の認定について 〔令和4年度平塚市病院事業決算〕 | 3 |
| 認 第 3 号 | 決算の認定について 〔令和4年度平塚市下水道事業決算〕 | 5 |
| 報告第10号 | 継続費の精算報告について | 7 |
| 報告第11号 | 健全化判断比率について | 11 |
| 報告第12号 | 公営企業の資金不足比率について | 15 |
| 報告第13号 | 専決処分の報告について | 19 |
| 議案第61号 | 平塚市印鑑条例の一部を改正する条例 | 29 |
| 議案第62号 | 平塚市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | 31 |
| 議案第63号 | 平塚市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例 | 33 |
| 議案第64号 | 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例 | 35 |
| 議案第65号 | 大神・吉際地区住居表示整備事業の実施に伴う関係条例の整理に関する条例 | 37 |
| 議案第66号 | 平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 | 39 |
| 議案第67号 | 平塚市火災予防条例の一部を改正する条例 | 41 |

| | | |
|--------|-----------------------------------|----|
| 議案第68号 | 工事請負契約の締結について 〔四之宮公民館新築工事（建築）〕 | 45 |
| 議案第69号 | 市道路線の認定について | 47 |
| 議案第70号 | 利益の処分について | 51 |
| 議案第71号 | 令和5年度平塚市一般会計補正予算 | 別冊 |
| 議案第72号 | 同 競輪事業特別会計補正予算 | 別冊 |
| 議案第73号 | 同 国民健康保険事業特別会計補正予算 | 別冊 |
| 議案第74号 | 同 水産物地方卸売市場事業特別会計補正予算 | 別冊 |
| 議案第75号 | 同 介護保険事業特別会計補正予算 | 別冊 |
| 議案第76号 | 同 後期高齢者医療事業特別会計補正予算 | 別冊 |
| 議案第77号 | 同 下水道事業会計補正予算 | 別冊 |

認第1号

次に掲げる決算については、別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年8月25日提出

平塚市長 落合克宏

令和4年度平塚市一般会計歳入歳出決算

- 同 競輪事業特別会計歳入歳出決算
- 同 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 同 水産物地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
- 同 介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 同 後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

認第2号

令和4年度平塚市病院事業決算については、別冊のとおりにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年8月25日提出

平塚市長 落合克宏

認第3号

令和4年度平塚市下水道事業決算については、別冊のとおりにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年8月25日提出

平塚市長 落合克宏

継続費の精算報告について

令和4年度平塚市一般会計決算、同病院事業決算及び同下水道事業決算において、継続費に係る継続年度が終了した事業について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年8月25日提出

平塚市長 落合克宏

令和4年度平塚市一般会計継続費精算報告書

(単位:円)

| 款 | 項 | 事業名 | 年度 | 全 体 計 画 | | | | 実 績 | | | | 比 較 | | | | | |
|----------|---------------|----------------------|----|-------------|-------|-------------|--------|------------|----------------|--------|-----------|------------|--------|-----------|--------------|------------|-----|
| | | | | 左の財源内訳 | | 支出済額 | 左の財源内訳 | | 年割額と 支出済額の差 | 左の財源内訳 | | 一般財源 | 左の財源内訳 | | 一般財源 | | |
| | | | | 年割額 | 国庫支出金 | | 特定財源 | 地方債 | | その他 | 一般財源 | | 国庫支出金 | 特定財源 | | 地方債 | その他 |
| 10 教育 | 3 中学校 費 | 中学校 費 (設計委託) | 3 | 16,458,400 | 0 | 12,200,000 | 0 | 4,258,400 | 16,458,400 | 0 | 4,258,400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 4 | 197,093,600 | 0 | 159,800,000 | 0 | 37,293,600 | 197,093,400 | 200 | 5,051,800 | 33,941,600 | 0 | 1,700,000 | △ 33,941,600 | 32,241,800 | |
| | | | 計 | 213,552,000 | 0 | 172,000,000 | 0 | 41,552,000 | 213,551,800 | 200 | 9,310,200 | 33,941,600 | 0 | 1,700,000 | △ 33,941,600 | 32,241,800 | |

令和4年度平塚市病院事業会計継続精算報告書

(単位:円)

| 款 | 項 | 事業名 | 年度 | 全 体 計 画 | | | | 実 績 | | | | 比 較 | | | | | |
|---|-------|---------------|----|-------------|-----------|----------------------|-------------|-------------|-----------|----------------------|---------------------------------|-------------|-----------|----------------------|---|------------|-------------|
| | | | | 左 の 財 源 | | 内 訳 損益勘定 留保資金等 | 支払義務 発生額 | 左 の 財 源 | | 内 訳 損益勘定 留保資金等 | 年 割 額 支 払 義 務 発 生 額 と の 差 | 左 の 財 源 | | 内 訳 損益勘定 留保資金等 | | | |
| | | | | 年 割 額 | 国 庫 支 出 金 | | | 企 業 債 | 0 | | | 3,340,000 | 3,340,000 | | 0 | 3,340,000 | 0 |
| 1 | 建設改良費 | 市民病院等 改修工事 | 3 | 3,340,000 | 0 | 0 | 3,340,000 | 3,340,000 | 0 | 3,340,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 4 | 298,940,000 | 0 | 298,800,000 | 140,000 | 274,400,000 | 1,882,000 | 276,082,000 | 0 | 274,400,000 | 1,882,000 | 22,858,000 | 0 | 24,400,000 | △ 1,542,000 |
| | | | 計 | 302,280,000 | 0 | 298,800,000 | 3,480,000 | 279,422,000 | 5,022,000 | 279,422,000 | 0 | 274,400,000 | 5,022,000 | 22,858,000 | 0 | 24,400,000 | △ 1,542,000 |

令和4年度平塚市下水道事業会計継続精算報告書

(単位:円)

| 款 | 項 | 事業名 | 年度 | 全 体 計 画 | | | | 実 績 | | | | 比 較 | | | | | |
|---|-------|---|----|-------------|-------------|----------------------|-------------|-------------|---------|----------------------|---------------------------------|-------------|-----------|----------------------|------------|-------------|-------------|
| | | | | 左 の 財 源 | | 内 訳 損益勘定 留保資金等 | 支払義務 発生額 | 左 の 財 源 | | 内 訳 損益勘定 留保資金等 | 年 割 額 支 払 義 務 発 生 額 と の 差 | 左 の 財 源 | | 内 訳 損益勘定 留保資金等 | | | |
| | | | | 年 割 額 | 国 庫 支 出 金 | | | 企 業 債 | 0 | | | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 |
| 1 | 建設改良費 | 公共下水道ポンプ場 耐震長寿命化 対策工事 (東部ポンプ場 改修工事(プラント機 械)その他) | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 3 | 118,000,000 | 59,000,000 | 58,800,000 | 200,000 | 118,000,000 | 200,000 | 118,000,000 | 0 | 58,800,000 | 200,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 4 | 276,000,000 | 132,950,000 | 143,000,000 | 50,000 | 275,738,400 | 50,000 | 275,738,400 | 261,600 | 142,700,000 | 88,400 | 261,600 | 0 | 300,000 | △ 38,400 |
| | | | 計 | 394,000,000 | 191,950,000 | 201,800,000 | 250,000 | 393,738,400 | 250,000 | 393,738,400 | 261,600 | 201,500,000 | 288,400 | 261,600 | 0 | 300,000 | △ 38,400 |
| 1 | 建設改良費 | ツインシティ大神地区 公共下水道整備事業 (ツインシティ大神地区 調整池築造工事 (建築・機械・電気他)) | 3 | 17,369,259 | 8,650,000 | 8,600,000 | 119,259 | 17,369,259 | 119,259 | 17,369,259 | 0 | 8,600,000 | 119,259 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 4 | 516,151,741 | 176,820,000 | 339,200,000 | 31,741 | 516,151,641 | 31,741 | 516,151,641 | 100 | 340,500,000 | 8,731,641 | 100 | 10,000,000 | △ 1,300,000 | △ 8,699,900 |
| | | | 計 | 533,521,000 | 185,570,000 | 347,800,000 | 151,000 | 533,520,900 | 151,000 | 533,520,900 | 100 | 349,100,000 | 8,850,900 | 100 | 10,000,000 | △ 1,300,000 | △ 8,699,900 |

健全化判断比率について

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率については、別紙のとおりにつき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年8月25日提出

平塚市長 落合克宏

別 紙

令和4年度決算に基づく健全化判断比率

| 比 率 区 分 | 本市の比率 | 早期健全化基準 |
|----------|-------|---------|
| 実質赤字比率 | — | 11.25% |
| 連結実質赤字比率 | — | 16.25% |
| 実質公債費比率 | 4.7% | 25.0% |
| 将来負担比率 | 22.5% | 350.0% |

備 考

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示する。

公営企業の資金不足比率について

公営企業の資金不足比率については、別紙のとおりにつき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年8月25日提出

平塚市長 落合克宏

別 紙

令和4年度決算に基づく公営企業の資金不足比率

| 会計の名称 | 本市の比率 | 経営健全化基準 |
|---------------------|-------|---------|
| 病院事業会計 | — | 20.0% |
| 下水道事業会計 | — | |
| 水産物地方卸売市場事業 特別会計 | — | |

備 考

資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示する。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙1及び別紙2のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月25日提出

平塚市長 落合克宏

別 紙 1

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年7月5日

平塚市長 落合克宏

別紙

1 賠償の理由

令和5年6月2日（金）午後2時45分頃、豊田分庁舎において、樹木が風雨により倒れ、敷地内に駐車していた相手方車両を損傷させたものです。

これは、樹木の管理が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2 賠償の金額

| | |
|-----------|----------|
| 賠償金 | 435,743円 |
| （内訳）車両修繕料 | 391,303円 |
| 代車代 | 44,440円 |

3 賠償の相手方

海老名市杉久保北4丁目 [REDACTED]

[REDACTED]

4 支払方法

賠償金は、海老名市杉久保北4丁目 [REDACTED] [REDACTED] に支払う。

別 紙 2

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年7月5日

平塚市長 落合克宏

別 紙

1 賠償の理由

令和5年3月21日（火）午後2時20分頃、収集業務課職員の運転する塵芥車が、平塚市入野28番地付近の丁字路を右折しようとした際、対向車が来たため後退したところ、市車両の右後部が相手方敷地内のコンクリートブロック塀に接触し、これを破損させたものです。

これは、当方運転員の安全確認が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2 賠償の金額

賠償金（修繕料） 99,000円

3 賠償の相手方

平塚市入野 [REDACTED]
[REDACTED]

4 支払方法

賠償金は、平塚市入野 [REDACTED] [REDACTED] に支払う。

平塚市印鑑条例の一部を改正する条例

平塚市印鑑条例（昭和51年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項を次のように改める。

- 3 第1項の規定にかかわらず、登録者は、次に掲げるものを用いて多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。）を利用することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。
- (1) 個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）
- (2) 移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された移動端末設備（公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいう。）

附 則

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和5年8月25日提出

平塚市長 落合克宏

平塚市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

平塚市一般職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し、同項及び附則第4項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の平塚市一般職員の特殊勤務手当に関する条例附則第3項に規定する作業であって市長が定めるものに従事したことにより支給されることとなった新型コロナウイルス感染症に係る感染症接触手当の支給については、なお従前の例による。

（委任規定）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

令和5年8月25日提出

平塚市長 落合克宏

平塚市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

平塚市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

令和5年8月25日提出

平塚市長 落 合 克 宏

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営
利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人
等を定める条例（平成25年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人トムトムの項及び特定非営利活動法人WE21ジャパンひらつ
かの項を削り、同表に次のように加える。

| | | |
|---------------------------|---------------------|---------------------------------|
| 特定非営利活動法人トム ム | 茅ヶ崎市萩園2, 336 番地2 | 令和5年10月1日から 令和10年9月30日ま で |
| 特定非営利活動法人WE2 1ジャパンひらつか | 平塚市代官町11番30 号 | 令和5年10月1日から 令和10年9月30日ま で |

附 則

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の別表特定非営利活動法人トムトムの項及び特定非営利活動法人WE21ジャパンひらつかの項の規定は、これらの項に規定する特定非営利活動法人に対してそれぞれ同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

令和5年8月25日提出

平塚市長 落合克宏

大神・吉際地区住居表示整備事業の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(平塚市余熱利用施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正)

第1条 平塚市余熱利用施設の設置及び管理等に関する条例(平成28年条例第24号)

の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「平塚市大神3344番地の4」を「平塚市大神四丁目20番8号」に改める。

(平塚市保育所設置条例の一部改正)

第2条 平塚市保育所設置条例(平成27年条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表中「平塚市大神2,056番地」を「平塚市大神五丁目3番72号」に改める。

(平塚都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例の一部改正)

第3条 平塚都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例(昭和49年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第4期事業の項中「及び田村九丁目」を「、田村九丁目、大神二丁目、大神三丁目、大神四丁目及び大神九丁目」に、「大神」を「大神一丁目、大神五丁目、大神六丁目、大神八丁目」に改め、同表第6期事業の項中「大神」を「大神一丁目」に改め、同表第7期事業の項中「大神」を「大神七丁目の全部並びに大神五丁目、大神六丁目及び大神八丁目」に改める。

(平塚市立の学校の設置に関する条例の一部改正)

第4条 平塚市立の学校の設置に関する条例(昭和39年条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「平塚市大神2,434番地の1」を「平塚市大神五丁目13番1号」に改める。

(平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正)

第5条 平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例(昭和41年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「平塚市大神2,391番地の1」を「平塚市大神五丁目12番17号」に改める。

(平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正)

第6条 平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例（昭和40年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「平塚市大神3,450番地」を「平塚市大神四丁目20番16号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月16日から施行する。

令和5年8月25日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例(令和元年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年8月25日提出

平塚市長 落合克宏

平塚市火災予防条例の一部を改正する条例

平塚市火災予防条例（昭和48年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項各号列記以外の部分中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの」に改め、「同じ。）に」の次に「コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下この項において同じ。）を用いて」を加え、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下この項において同じ。）により構成されるものをいう。以下この項において同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第13条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第13条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「当該接続部が」を「当該コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設ける

ものを除く。)を内蔵しないこと。

第18条第1項中「指定する」の次に「日本産業規格(」を、「日本産業規格」の次に「をいう。第25条第4項において同じ。)」を加える。

第25条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、当該「喫煙所」と表示した標識を設置しないことができる」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第25条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第4から別表第7までを次のように改める。

別表第4から別表第7まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第13条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下この項において同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下この項において同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下この項において同じ。)により構成されるものをいう。)にあつては、充電ポ

ストを含む。)に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の平塚市火災予防条例（以下「新条例」という。）第25条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第25条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第25条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和5年8月25日提出

平塚市長 落合克宏

工事請負契約の締結について

四之宮公民館新築工事（建築）につき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年8月25日提出

平塚市長 落合克宏

- 1 契約金額 417,450,000円

- 2 契約の相手方 匠建設株式会社
平塚市東八幡3丁目10番13号
代表取締役 佐藤 豊明

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市道の路線を認定するものとする。

令和5年8月25日提出

平塚市長 落合克宏

1 一般市道

| 路線名 | 起点・終点 | 備考 |
|-----------|---------------------|----|
| 桜ヶ丘25号線 | 桜ヶ丘87番4地先 | |
| | 桜ヶ丘87番10地先 | |
| 新田13号線 | 須賀字上彦右衛門新田2669番3地先 | |
| | 須賀字上彦右衛門新田2669番10地先 | |
| 四之宮174号線 | 四之宮一丁目961番3地先 | |
| | 四之宮一丁目961番8地先 | |
| 東真土62号線 | 東真土四丁目680番6地先 | |
| | 東真土四丁目689番6地先 | |
| 東真土63号線 | 東真土三丁目297番14地先 | |
| | 東真土三丁目297番5地先 | |
| 南原65号線 | 南原一丁目429番12地先 | |
| | 南原一丁目429番26地先 | |
| 田村144号線 | 田村八丁目6361番18地先 | |
| | 田村八丁目6361番28地先 | |
| 豊田133号線 | 南豊田字犬坊4番4地先 | |
| | 南豊田字犬坊3番12地先 | |
| 豊田134号線 | 豊田打間木字仲道608番10地先 | |
| | 豊田打間木字仲道608番7地先 | |
| 豊田135号線 | 北豊田字簀子橋943番14地先 | |
| | 北豊田字簀子橋943番2地先 | |
| 長持66号線 | 長持字釜ヶ坪193番3地先 | |
| | 長持字釜ヶ坪193番7地先 | |
| 長持67号線 | 長持字釜ヶ坪222番19地先 | |
| | 長持字釜ヶ坪222番2地先 | |
| 岡崎162号線 | 岡崎字宮東3922番12地先 | |
| | 岡崎字宮東3922番8地先 | |
| 山下一丁目95号線 | 山下一丁目259番6地先 | |
| | 山下一丁目259番14地先 | |

1 一般市道

| 路線名 | 起点・終点 | 備考 |
|---------|----------------|----|
| 徳延94号線 | 徳延字古屋敷589番1地先 | |
| | 徳延字古屋敷589番12地先 | |
| 徳延95号線 | 徳延字西町332番46地先 | |
| | 徳延字西町332番41地先 | |
| 徳延96号線 | 徳延字西町333番9地先 | |
| | 徳延字西町333番5地先 | |
| 徳延97号線 | 徳延字古屋敷541番21地先 | |
| | 徳延字古屋敷541番56地先 | |
| 纏78号線 | 纏字松延331番12地先 | |
| | 纏字松延331番6地先 | |
| 公所68号線 | 公所字平台514番14地先 | |
| | 公所字平台514番8地先 | |
| 広川59号線 | 広川字下浅井窪840番3地先 | |
| | 広川字下浅井窪839番1地先 | |
| 南金目85号線 | 南金目字血噓1805番9地先 | |
| | 南金目字血噓1801番6地先 | |

利益の処分について

令和4年度平塚市下水道事業決算に係る利益を別紙のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月25日提出

平塚市長 落合克宏

別 紙

令和4年度平塚市下水道事業剰余金処分計算書

(単位:円)

| | 資本金 | 資本剰余金 | 未処分利益剰余金 |
|-------------|----------------|---------------|----------------|
| 当年度末残高 | 27,178,203,939 | 3,948,700,860 | 713,342,955 |
| 議会の議決による処分類 | 392,777,005 | 0 | △ 713,342,955 |
| 減債積立金の積立 | 0 | 0 | △ 220,565,950 |
| 建設改良積立金の積立 | 0 | 0 | △ 100,000,000 |
| 資本金への組入 | 392,777,005 | 0 | △ 392,777,005 |
| 処分後残高 | 27,570,980,944 | 3,948,700,860 | (繰越利益剰余金) 0 |

(注) △の表示は、減少を示す。

